

休日の地域クラブ活動費 補助金について

補助金を受けるための条件

① 日立市が認定した「**認定地域クラブ**」活動である
(次頁の認定要件を満たしている団体)

※ 経過措置として、認定とみなされている団体も対象

② **中学生**の参加生徒数が**5人以上**

③ 適切な人数の**指導者**を配置している

※ 指導者が1人の場合はヒアリング等を行う予定

補助金を受けるための条件

【認定地域クラブの要件】

事項	主な内容
①活動の目的・理念	<ul style="list-style-type: none">・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障・選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れる
②活動時間・休養日	<ul style="list-style-type: none">・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内・週2日以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則土日どちらかを休養日に設定）・年間・月間の活動計画等の策定・公表
③参加費等	<ul style="list-style-type: none">・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国の目安を踏まえる）
④指導体制	<ul style="list-style-type: none">・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導
⑤安全確保	<ul style="list-style-type: none">・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検・保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導人材）
⑥運営体制	<ul style="list-style-type: none">・規約等の作成・公表（代表、副代表、会計、監事等の配置等含む）、関係法令の遵守・公正かつ適切な会計処理、関係者に情報を開示して透明性を確保・営利を主な目的とせずに運営（事業で得た収益を役員等に分配しない、収入と支出を明らかにして年度ごとの決算を公表）
⑦学校等との連携	<ul style="list-style-type: none">・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する必要な情報の共有

補助金の概要

【対象】 休日の地域クラブ活動の実施に要する経費
= 令和8年度における**中学生の休日**の活動に必要な経費

【補助金の金額】

下記の①②のいずれか低い額

① 「**休日の地域クラブ活動の実施に要した経費（補助対象経費のみ）**」
から「**参加費等の収入**」を引いた額 ↑補助金の概要②を参照

② **補助単価** ←補助金の概要③を参照

※ 国及び県の予算の配分により補助金額が低くなる等、変動する可能性があります。

※ 本補助金は審査を経て決定されるため、申請された場合でも、必ずしも給付を受けられるとは限りません。

【支払時期】

原則、前期と後期に分けて概算払い（予定）

補助金の概要②

【補助対象となる経費】 令和8年度における**中学生の休日**の活動に必要な経費

✓ 人件費

- ・源泉徴収が必要
- ・出席簿・給与明細等が必要

✓ 諸謝金

- ・源泉徴収が必要
- ・菓子折・金券の購入は対象外

✓ 旅費

- ・外国旅費、参加者個人の交通費、タクシー・レンタカー代等は対象外

✓ 通信運搬費

- ・切手は受払簿等で管理

✓ 印刷製本費

- ・金額・数量・配布先を明確に
- ・見積書等で妥当性を確認

✓ 備品費

- ・活動に必要な範囲で適切なもの
- ・事業の目的を超えて広範囲に利用されるものは対象外

✓ 消耗品費

- ・事業に必要な事務用品や救急用品等のうち、参加者共用のもの
- ・個人が所有するものは対象外
- ・購入の際に発生するポイントの取得等は自粛すること

✓ 借料及び損料

- ・補助対象期間内の借用等のみ

✓ 保険料

- ・保険加入対象者を名簿等で明確に

など

補助金の概要③

※ 本資料の内容は予算成立前の検討案につき、予算の成立状況等により変更する可能性があります。



メニュー① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援（補助単価）

【補助単価（1クラブ活動当たり年額）】

※参加生徒数は、各月の参加生徒数の年間平均で算出する（小数点以下は切り上げ）。

		月4回程度活動	月3回程度活動	月2回程度活動	月1回程度活動
(1)	参加生徒数27人以上で 指導者を3人以上配置	スポーツ：673千円 文化：691千円	スポーツ：550千円 文化：569千円	スポーツ：427千円 文化：446千円	スポーツ：305千円 文化：323千円
(2)	参加生徒数13人～26人で 指導者を2人配置	スポーツ：576千円 文化：596千円	スポーツ：475千円 文化：494千円	スポーツ：373千円 文化：393千円	スポーツ：272千円 文化：291千円
(3)	参加生徒数5人～12人で 指導者を1人配置	スポーツ：423千円 文化：443千円	スポーツ：356千円 文化：377千円	スポーツ：290千円 文化：311千円	スポーツ：224千円 文化：245千円

※ 国及び県の
予算の配分によ
り、補助単価等
が低くなる可能
性あり

※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、上記のそれぞれの補助単価に「事業実施月数÷12」を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助単価とする。

※ 参加生徒数が27人以上の場合であっても、指導者が2人の場合には（2）の補助単価を、指導者が1人の場合には（3）の補助単価を適用する。
参加生徒数が13人～26人の場合であっても、指導者が1人の場合には（3）の補助単価を適用する。

※ 参加生徒数が5人未満の地域クラブ活動については、原則として補助対象外とするが、「①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合」、
「①のほか、当該補助事業を実施する必要があるとスポーツ庁長官、文化庁長官が認める場合」のいずれかに該当するものについては、補助対象とし、
（3）の補助単価を適用する。

※ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合で、指導者を1人配置とする場合は、市区町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による
地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。

注意事項

- × 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受ける
- × 補助金を他の用途に使用する
- × 同一の経費を複数の補助金で申請する
- × 領収書等を適切に管理しない

【領収書等の注意点】

- ・ **宛名**（団体名）、**日付**が正確に記載されていること
- ・ **品名が明確**であること
 - ※ 「お品代」「○○一式」等は不可 何を購入したか分かるように
- ・ **発行元の情報**が記載されていること
- ・ 領収書のみの場合は、購入品の**明細が分かる**ようにすること
 - ※ レシート等の明細を受け取れる場合はセットで保管しておく
- ・ 領収書をはじめ、購入や支払いを証明する書類等は適切に保管すること